

# 軽自動車の車検は、

# 軽

# JNK5

で変わる!

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス  
令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNK5)で、

継続検査窓口での納税証明書の提示が

不要になります!

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

詳しくはこちら <https://www.lta.go.jp/jidousya/>



ご注意ください

- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNK5に登録されるまで相応の日数を要する場合があります。※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNK5に納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNK5への登録がされていない場合など、軽JNK5に関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問合せください。

◇納付直後に車検を受けられる場合は、JNK5システムへの納付状況の反映が間に合いませんので、納付書に付帯している証明書を検査協会へ提出してください。

◇口座振替で納付された方に郵送していた証明ハガキは、令和5年度以降原則不要となるため廃止いたします。※車検が必要な二輪の小型自動車については証明書を郵送いたします。

お問合せ 税務課 軽自動車税係 ☎66-3404